

議 案 第 87 号

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業に要する費用の総額を賄うことを目的に介護保険料を改定等するため。

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「貸付け事業」の次に「並びに家族介護用品支給事業」を加える。

第7条第1号中「31,680円」を「32,280円」に改め、同条第2号中「44,880円」を「45,720円」に改め、同条第3号中「47,520円」を「48,360円」に改め、同条第4号中「59,400円」を「60,480円」に改め、同条第5号中「66,000円」を「67,200円」に改め、同条第6号中「72,600円」を「73,920円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「額と」の次に「し、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0と」を加え、同条第7号中「82,560円」を「84,000円」に改め、同条第8号中「99,000円」を「100,800円」に改め、同条第9号中「105,600円」を「107,520円」に改め、同条第10号中「112,200円」を「114,240円」に改め、同条第11号中「125,400円」を「127,680円」に改め、同条第12号中「132,000円」を「137,760円」に改め、同条第13号中「138,600円」を「144,480円」に改め、同条第14号中「145,200円」を「151,200円」に改め、同条第15号中「151,800円」を「157,920円」に改め、同条第16号中「158,400円」を「164,640円」に改め、同条第17号中「165,000円」を「171,360円」に改め、同条第18号中「178,200円」を「184,800円」に改める。

附則第8項の見出し中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「18,480円」を「18,840円」に改め、同項第2号中「28,440円」を「28,920円」に改め、同項第3号中「44,280円」を「45,000円」に改め、附則第12項を附則第15項とし、附則第11項を附則第14項とし、附則第10項を附則第13項とし、附則第9項の次に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。

11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

12 附則第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条及び附則第8項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。